

3月の各種相談 **無料**

相談内容	相談日時	会場	相談・予約・問
法律（弁護士） 要予約 （※年度内1人1回）	第1～4金曜日 午後1時30分～4時	※当面の間、電話相談のみ実施。	市民相談室 ☎535-2121 予約受け付け／毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般（生活課相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分	市民相談室 （市役所1階生活課隣）	市民相談室 ☎529-7331 県公共福祉登記士地家屋調査士協会東北支所 ☎531-0986
登記（司法書士）	第1水曜日 午前10時～正午、午後1～3時		
土地家屋調査（土地家屋調査士）	※当面の間中止とさせていただきます。		
行政（行政相談委員）	第1木曜日 午前10時～正午	市民相談室（市役所1階生活課隣）	福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
行政（行政相談委員、来所・電話・ファクスで）	第2木曜日 午前10時～正午	男女共同参画センター （本町2-6 ウイズもとまち内）	相談 ☎521-8331 問／福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
年金・労働（社会保険労務士） 要予約 ※Zoomでも対応可	水曜日 午後1～5時	県社会保険労務士会	☎526-2270 ☎534-5432
青少年や保護者の悩み・困りごと（電話相談）	日曜日：午前10時～午後4時、月曜日：午後2～8時 ※月曜日が祝日の場合は、午前10時～午後4時		すこやかテレホン ☎531-6332
法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報提供（電話・メールで）	月～金曜日：午前9時～午後9時、土曜日：午前9時～午後5時（祝日を除く）		法テラスサポートダイヤル ☎0570-078374
法的トラブルの相談（借金・離婚・相続など） 要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料	火・木曜日 午前10時～正午、午後1～3時	イズム37ビル4階 （北五老内町7-5）	法テラス福島 ☎0570-078370
交通事故	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午、午後1～4時	県政相談コーナー	☎521-4281
消費生活（生活課消費生活相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時		☎522-5999
多重債務110番（生活課消費生活相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時	市消費生活センター （本町2-6 ウイズもとまち内）	☎522-7867
多重債務・消費生活法律相談（司法書士） 要予約	4月10日（日） 午後1～4時		
社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般に関する相談（来所・電話・ファクス・メールで）	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	市社会福祉協議会 保健福祉センター2階（森森町10-1）	権利擁護センター ☎533-3341 ☎533-8879 Mail kenriyougou@f-shishakyo.or.jp
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など（女性相談員） 育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	こども家庭課	☎525-3780
労働困りごと相談窓口	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～正午、午後1～5時	県労働委員会事務局 （中町8-2 自治会館4階）	☎521-7594 ☎521-7596
労働局総合労働相談コーナー（解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時30分	福島合同庁舎5階（霞町1-46）	総合労働相談コーナー ☎536-4600 ☎0800-8004611（労働者フリーダイヤル）
職場のマタハラ、セクハラ、性差別、育児・介護休業など	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	福島労働局雇用環境・均等室内 （霞町1-46 5階）	☎536-4609
障がい者差別相談窓口 （電話・ファクス・メールで）	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時		市社会福祉協議会 ☎533-8890 ☎533-2827 Mail soudan-shien@f-shishakyo.or.jp
人権なんでも相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	福島地方務局人権擁護課 （本内字南長割1-3）	みんなの人権110番 ☎0570-003-110 子どもの人権110番 ☎0120-007-110 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
外国人の生活相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時 日本語、英語、フランス語 ※対話型翻訳機で100言語以上に対応可能	外国人生活相談窓口 Support Desk for Foreign Residents（市役所1階）	定住交流課（市国際交流協会事務局） ☎525-3739 ☎533-5263 Mail tejiyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
外国人住民のための相談窓口 （来所・電話・ファクス・メールで）	火～土曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時15分 日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、ネパール語、インドネシア語	県国際交流協会 （舟場町2-1 2階）	☎524-1316 ☎521-8308 Mail ask@worldvillage.org
外国人住民のための弁護士・行政書士電話相談 要予約	原則 火～土曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時15分 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語		県国際交流協会 ☎524-1316

ありがとうございます

【市スポーツ振興基金】一般財団法人福島民報教育福祉事業団様 50,000円、松坂拓紀様 10,000円、福島市パークゴルフ協会様 40,000円
【交通遺児奨励金寄附】認定こども園福島愛隣幼稚園様 30,000円

震災関連相談については
市ホームページをご覧ください。



市政テレビ・ラジオ番組 ※各放送局の事情により、時間は変更になる場合があります。

市政テレビ番組

【いきいき！ふくしまマーケット】

TUF	3月5日（土）	午前9時25分～
KFB	3月5日（土）	午前11時40分～
FCT	3月5日（土）	午前11時55分～
FTV	3月6日（日）	午後1時55分～

市政ラジオ番組

ラジオ福島 (145.8kHz) (90.8MHz)	土曜日 第1日曜日	午前8時55分～9時 午前10時40～45分
ふくしまFM (81.8MHz)	金曜日	午前8時35～55分の間に1分間
FMポコ (76.2MHz)	月～金曜日	午前7時7～14分 午後5時30～35分（再）
NHK第一 (132.3kHz)		随時放送

※テレビ番組は翌月から6カ月間、市ホームページでもご覧いただけます。（福島市 市政テレビ） **検索**

認知症サポーター養成講座 **無料**

3月11日（金）午後1時30分～3時
認知症を正しく理解し、認知症の方への接し方などを学ぶ。受講者には「オレンジリング」を贈呈。 **講**キヤラバン・メイト **申**電話で **定**20人（先着順） **場**日本赤十字社福島県支部 **問**545-17996

国民年金の手続きを忘れずに！

こんなとき	必要なもの	届出先
●20歳になったとき 20歳になってから約2週間程度経過しても加入したことをお知らせする通知が届かない場合は届け出が必要（厚生年金加入者とその配偶者で扶養されている方は除く）	※共通事項の書類は必要です。	国保年金課 各支所・出張所
●60歳未満で会社を退職したとき 扶養の配偶者がいる方は、配偶者の届け出も必要	・年金手帳（本人および扶養の配偶者） ・資格喪失証明書	国保年金課 総合窓口 各支所・出張所
●配偶者の扶養から外れたとき 離婚したときや収入が増えた方	・年金手帳 ・扶養から外れた日を証明できる書類	
●60歳以降に任意加入を希望するとき ①老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができない方 ②満額の老齢基礎年金を受給できない方	・年金手帳 ・通帳と通帳の届け出印 （納付方法は、原則口座振替です。）	国保年金課 各支所・出張所
●保険料の納付が困難なとき ①自営業、無職の方など… 「免除制度」または「納付猶予制度（50歳未満の方）」 ②学生の方…「学生納付特例制度」	・年金手帳 ・失業、退職による場合…雇用保険受給資格者証または退職票の写しなど ・学生の場合…学生証の写しまたは在学証明書（原本）	

共通事項 本人確認のできる書類（免許証など）とマイナンバーの確認できる書類（マイナンバーカードなど）をお持ちください。
※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問国保年金課 ☎525-3738 東北福島年金事務所 ☎535-0141（音声案内）

税

期限内に個人市・県民税の申告ができなかった方について申告期限を延長します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、申告ができなかった方について簡易な申請により個人市・県民税の申告期限を1カ月間延長します。なお、3月16日（水）以降に申告をした場合は、当初の課税に間に合わない場合があります。

延長期間 3月16日～4月15日
受付場所 市役所2階 市民税課窓口
※3月15日（火）までは、当初の予定通り各支所・学習センターなどの会場で受け付けます。詳しくは、市政だより2月号P6、8または、市ホームページをご覧ください。

問市民税課 ☎525-3792、525-3712

令和3年2月13日福島県沖地震災害による市税等減免申請書の提出は3月31日（木）まで

内令和2年度、令和3年度市民税・県民税および固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料の減免申請書の提出期限は3月31日（木）です。ご注意ください。

問市民税・県民税について
市民税課 ☎525-3791

福祉

固定資産税・都市計画税について
資産税課 ☎525-3716・3715・3730
国民健康保険税について
国保年金課 ☎525-3735
介護保険料について
介護保険課 ☎525-6551

第3回 市在宅医療・介護連携支援センター市民公開講座 **無料**

配信期間 3月30日～4月5日
①紙しばい／「父さんの桜」
②対談／みなさんに知って欲しい福島市の在宅医療をテーマに「福島市の在宅医療」について語り合います。

講①まるごと居宅介護支援事業所の保美菜さん（語り）**②**ふくしま在宅緩和ケアクリニック医師の橋本孝太郎さん、市在宅医療・介護連携支援センター長の横田崇さん、同センター保健師の大久保淳子さん（聞き手）
視聴方法 次のQRコードまたはURLからアクセスしてご覧ください。
URL：https://www.f-renkei.net/
問市在宅医療・介護連携支援センター「在タッチ」
☎572-6671

